

知っておきたい最新著作権判決例 1

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会 坂田 泰弘

要 約

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、ソフトウェア及びアクティベーションプログラムのクラック版の蔵置先の URL と該ソフトウェアのセットアップ方法のマニュアルとを提供する行為が、著作権侵害に当たるか否かが争われた事案である。被告による該ソフトウェアの複製及び蔵置の事実もクラック版の作成及び蔵置の事実も認められないにも関わらず、著作権侵害が認められた点が興味深い判決である。

建築 CAD ソフトウェア事件

違法ソフトウェアの蔵置先の URL と該ソフトウェアのセットアップ方法のマニュアルとを提供する行為に係る著作権侵害の成否が争われた事例

東地判平 30・1・30 平成 29 (ワ) 31837
(裁判所 HP)

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告：株式会社建築ピボット

被告：A

(2) 結論

請求一部認容

(3) 関係条文

著 20 条／著 21 条／著 23 条／著 26 条の 2／著 27 条

(4) キーワード

複製権、翻案権、譲渡権、公衆送信権、同一性保持権、URL の教示、アクティベーション

(5) 概要

①本件事案について

原告は、建築設計関連のプログラム開発及びこれらに関連するインターネットの技術開発を業とする株式

会社である。一方、被告は、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションサイト（以下「ヤフオク」という。）において、多くのソフトウェアを出品していた者である。

原告は、本件ソフトウェア（下記の原告の著作物）の著作権を有しており、被告が原告の許諾なしに本件ソフトウェアをダウンロード販売等すると共に、本件ソフトウェアのアクティベーション機能を回避するプログラムを顧客に提供して同機能の効果を妨げたものであり、当該著作権等を侵害したと主張し、被告に対して当該侵害による損害賠償等を請求した。

②原告の著作物

建築 CAD ソフトウェア「DRA-CAD11」（本件ソフトウェア）

本件ソフトウェアは、いわゆる建築 CAD ソフトウェアであり、建築設計図面の作成、編集、印刷及び建築 3 次元モデル作成、レンダリングを行う機能を有する。

③被告の行為

- ・平成 27 年 2 月～4 月に、ヤフオクにて、商品名を「『DRA-CAD11』建築設計・製図 CAD」などと記載し、即決価格 4980 円で多数出品した。なお、オークション対象商品（本件商品）を、原告は本件ソフトウェアであると主張したが、被告はインストールマニュアルという「紙」であってソフトウェアでないと主張した。

- ・被告は、ヤフオクの「商品説明」欄に「DRA-CAD11」と記載し、「注意事項」欄に「ダウンロー

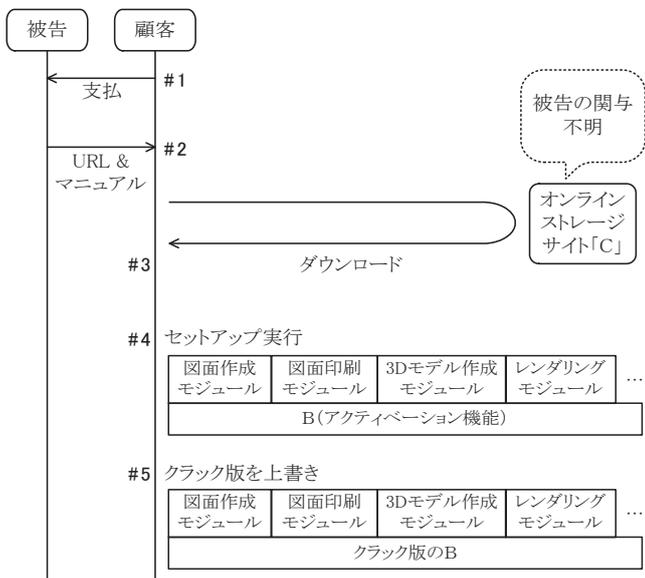
ド品同等], 「インストール完了までフルサポートさせて頂きます」と記載し, 「発送詳細」欄に「ダウンロード販売」であると記載した。

- ・ 被告は, ヤフオクにおいて本件商品を入札して代金を被告に支払った顧客に対し, 本件ソフトウェア及びBのプログラム(後述)のクラック版(いずれも原告無許諾)が蔵置されていたオンラインストレージサイト「C」のURLをダウンロード先として教示し, かつ当該Bのプログラムのクラック版の起動方法及び本件ソフトウェアの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供した。

④本件ソフトウェアの提供の仕組み

図1を参照しながら, 本件ソフトウェアを顧客へ提供し使用可能にするための仕組みを説明する。

- ・ 顧客は, 被告へ代金を支払うと(#1), 被告からURLを教示されるとともにマニュアル書面を提供される(#2)。
- ・ 顧客は, URLに基づいてオンラインストレージサイト「C」から本件ソフトウェア(無許諾品)及びセットアップCDの内容とクラックされたBを入手し(#3), 自らのパソコンにセットアップする(#4)。しかし, 本件ソフトウェアにはアクティベーション機能のためのモジュールプログラムBが備わっているので, シリアル番号の入力等を行わなければ本件ソフトウェアを使用することができない。
- ・ そこで, 顧客は, モジュールプログラムBへクラックされたBを上書きする(#5)。これにより, アクティベーションを回避し, 本件ソフトウェアの上記の各種機能を使用できるようになる。



【図1】

2. 争点

本事件の争点は, ①被告による著作権侵害及び著作人人格権侵害の有無, ②被告による不競法2条1項12号(平成27年改正前の11号)所定の不正競争行為の有無, ③原告の損害額, であるが, 本稿では①及び③の2点に絞って紹介する。

3. 判旨

(1) 被告による著作権侵害及び著作人人格権侵害の有無(争点①)

裁判所は, 次の通り4点の事実を認定した。

「①被告は, ヤフオクにおいて, あくまで「DRA-CAD11」建築設計・製図CAD自体をオークションの対象物と表示して出品しており, 「商品説明」欄には「DRA-CAD11」, 「注意事項」欄には「ダウンロード品同等」「インストール完了までフルサポートさせて頂きます」, 「発送詳細」欄には「ダウンロード販売」と記載されていた」

「②かかる表示を見てオークションに入札した顧客も, 当然, 本件ソフトウェアを安価に入手する意図で入札を行ったと推認できる」

「③被告は, 顧客に対し, 本件ソフトウェア及びそのアクティベーション機能を担うプログラムのクラック版(いずれも原告の無許諾)のダウンロード先をあえて教示し, かつこれらの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供し, その結果, 顧客が, 本件ソフトウェア(無許諾品)を入手した上, 本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避してこれを実行することができるという結果をもたらしており, 被告の上記行為は, かかる結果を発生させるのに不可欠なものであった」

「④被告は, 営利目的でかかる行為を行い, ... 多額の利益を得ている」

そして, 裁判所は, 「これらの事情を総合すれば, 上記(1)の一連の経過により, 被告は, 本件ソフトウェアの一部に原告の許諾なく改変(アクティベーション機能の回避)を加え(本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ, 具体的表現に修正, 変更等を加えて新たな創作的表現を付加し), 同改変後のものをダウンロード販売したものと評価できるから, 被告は, 原告の著作権(翻案権及び公衆送信権)並びに著作人人格権(同一性保持権)を侵害したものと評価すべきであり, これに反する被告の主張

は採用できない。」と認定し、被告による著作権及び著作人格権の侵害が成立すると判示した。なお、「上記(1)の一連の経過」とは、図1で説明した仕組みのことである。

(2) 原告の損害額(争点③)

原告は、原告が正規に販売する機会を失った本件ソフトウェアの本数を141本と算定した。そして、本件ソフトウェア1本の標準小売価格が19万9500円(消費税込み)なので、 $19万9500円 \times 141本 = 2812万9500円$ が損害額であると主張したが、このうち1000万円についてのみ被告に対して請求した(一部請求)。

しかし、裁判所は、原告が「営業担当者経由での直接販売ないしオンライン販売の場合、本件ソフトウェアを、原則として、定価から10%割引きした17万9550円(税込み)で販売していた」点及び「本件商品の落札本数と認められる54本」より損害額を $17万9550円 \times 54本 = 969万5700円$ であると認定した。

4. 解説

以下、本事件に関して興味深い点を取り上げて解説する。

(1) どの支分権の侵害に当たるか

原告は、著作権の支分権のうち複製権、翻案権、及び譲渡権の侵害を主張した。

①複製権

本件ソフトウェアが複製されオンラインストレージサイト「C」に蔵置されていることに関して、原告は、「原告が、本件ソフトウェアの正規品と、被告がダウンロード販売していたソフトウェア商品(本件商品)のファイル構成を比較したところ、両者が同一であることが判明し、また本件商品においてセットアップを行ったところ、正規品を実行させた場合と同じ結果になった。以上のとおり、被告がダウンロード販売していた本件商品は、原告が著作権等を有するプログラムが複製されたものである(複製権侵害)。なお、原告は、被告に対し、「本件ソフトウェアをオンラインストレージサイト「C」において記録蔵置(複製)することを許諾していない。」と主張した。さらに、「被告は、もともとソフトウェアが違法にアップロードされているという著作権法等違反の状態を認識しており、また「アップロードされている場所を教える」とは、違法状態にあるソフトウェアの存在場所を知る立場を積極的に利用して、場所を教えることにより、購入者

に違法状態にあるソフトウェアの利用を可能にさせ、また本件ソフトウェアのように正規のシリアル番号等を入力しなければ正常に起動・実行されないアクティベーション機能を回避するための方法を購入者に教えて、本件ソフトウェアの利用を可能にさせる行為である。」と主張した。

これに対し、裁判所は、「原告は、被告が本件ソフトウェアをオンラインストレージサイト「C」において記録蔵置(複製)している旨主張するが、本件ソフトウェアを「C」という名前のサーバに保存したのが被告であることを認めるに足る証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。」と、複製権侵害に当たらないと判断した。

②翻案権

上述の通り、翻案権侵害が同一性保持権侵害とともに認められた。

③譲渡権

原告は、譲渡権侵害に関して「本件ソフトウェアをダウンロード販売という形態で第三者に譲渡し、譲渡対価を得ていた(譲渡権侵害)」と主張したが、裁判所は、「有体物の譲渡ではなくソフトウェアのダウンロードが行われたものとして、公衆送信権が侵害されたものと解すべきである。」と原告を救済し公衆送信権侵害に当たると判断した。

(2) 翻案権侵害及び公衆送信権侵害

被告による本件ソフトウェアの複製及び蔵置の事実もクラック版のBの作成及び蔵置の事実も認められないにも関わらず、裁判所は、翻案権及び公衆送信権の侵害を認めた。

①翻案権侵害

被告から提供されたマニュアル等に従って操作を行えば本件ソフトウェアを改変し使用可能にすることができるし、被告が「ダウンロード販売」などと謳ってマニュアル等を販売していたので、裁判所の「改変後のものをダウンロード販売したものと評価できる」という認定は、妥当であると思う。

しかし、当該改変つまりB(アクティベーション機能のプログラム)をクラック版のBに上書きする行為が「具体的表現に修正、変更等を加えて新たな創作的表現を付加」(判決文)する行為に該当するか否かは、疑問である⁽¹⁾。新たな創作的表現が具体的に何であるのかも、判決文には何ら示されていない。

②公衆送信権侵害

顧客がマニュアル等に従って操作を行う前から本件ソフトウェアはオンラインストレージサイト「C」において自動送信可能な状態に置かれているし、被告が本件ソフトウェアの複製及び蔵置を行った証拠もないので、公衆送信権を侵害しているようには思えない。また、一定の目的で関係するホームページを開けるようにリンク集を作る URL の教示は、公衆送信権侵害に当たらないと解されている⁽²⁾。

しかし、もしも、オンラインストレージサイト「C」から本件ソフトウェアをダウンロードするための URL が公開されておらず、代金を支払った顧客にのみ被告を介して開示されるのならば、当該 URL の開示が送信可能化の不可欠な行為なので（入力された文字列が偶然、当該 URL と一致することもあるだろうが、当該 URL がランダムな文字列でありかつ十分な長さであれば、その可能性は極めて低いので）、被告が公衆送信の主体であると考えられなくもない。または、もしもそのような性質の URL を使っているのならば、オンラインストレージサイト「C」の管理者と被告とが共謀していると考えられなくもない。URL がどのようなものであるのかを判決文から知ることができないが、URL が非公開であり代金の支払を条件として教示される、という事情があったため、公衆送信権侵害に当たると判断されたのかもしれない⁽³⁾。

近年、ソフトウェアやデジタルコンテンツの著作物のコピーが、ますます巧妙な方法で流通している。URL が関連する著作権侵害が増加している昨今、国も対策を講じているが⁽⁴⁾、現行法の下で著作権者が適切に保護されるよう多くの事例に当たって研究することが弁理士に求められる。本稿の事例も、参考になる事例の 1 つである。

以上

(注)

(1) 谷川和幸「権利者の許諾を得ずにアップロードされているソフトウェアのダウンロード先 URL を教示する行為が公衆送信権の侵害に当たるとされた事例」（福岡大学法学論叢, 63/1, 201-238, 2018 年 6 月 <http://id.nii.ac.jp/1316/00004453/>)

では、CAD ソフトウェアのクラック行為について翻案権侵害を認めた事例（東京地判平成 17 年（ワ）第 23419 号）について「しかし同判決が翻案権侵害の根拠として述べる次の部分は、アイデアのレベルの選択の余地を述べているに過ぎず、具体的表現における創作性の付加について判断したものだとは理解できない。「モジュールの管理・制限態様は、管理・制限を行うか否かの選択だけではなく、行うとしてどのような程度、方法による管理・制限を行うかという選択の余地があるところ、被告従業員は、本件クラックソフトにより本件 DII ファイルを改変するという選択を行ったものであり、何らかの個性が発揮されたものというべきである」と説明されている。そして、本稿の事件について「本件クラックソフトは、被告従業員が自ら作成したものではなく、インターネットから入手したものであることがうかがわれ、そのような場合にはなおさら、被告による翻案行為が認められないはずである。本判決も、クラック版の具体的な態様について全く触れておらず、具体的表現における創作性の付加が本当に認められるのかどうかは明らかではない。」と評価されている。

- (2) 文化庁ウェブサイトの著作権 Q & A (https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000393) では、「一定の目的で関係するホームページを開けるようにリンク集を作りましたが、著作権の問題がありますか。」という問いに対して「一般的に著作権の問題はありません。他のホームページにすぐ移れるようにリンクを張ることは、リンク先のホームページのネット上の「住所」を示すだけで、それを複製したり公衆送信したりするものではないからです。」と回答している。
- (3) 前掲 (1) では、「たとえ第三者によって既に送信可能化されている著作物であっても、その URL が秘匿状態にあったり、送信のためにパスワードが要求されるなどして、そのままでは自動公衆送信される現実的可能性が低いという場合に、その URL を教示し、あるいはパスワードを提供する者は、規範的に見て、自動公衆送信の主体と見る余地がある。なぜならその者のそのような重要な介入行為がなければ、第三者が現実当該著作物へのアクセスを取得すること（つまり現実に自動公衆送信が行われること）は不可能だったと言えるからである。」と説明されている。
- (4) 内閣府の知的財産推進計画 2019 は、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。」とのことである。<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20190621.pdf>

(原稿受領 2019.7.31)